

令和6年8月23日

工事請負の入札参加者 各位

日進市行政課

入札参加資格要件の見直しについて（お知らせ）

本市が一般競争入札の実施を予定する工事請負案件について、更なる工事情質の確保を図るため、下記のとおり入札参加資格の要件について見直しを行いますのでお知らせします。

記

1. 見直しの内容

参加資格に以下の要件を追加します。

令和6年10月1日以降に日進市が発注する建設工事において、完了検査結果通知書の評定が60点未満であった場合、当該通知日の翌日から2月の間に参加申請期間がある入札案件に参加することができません。また、既に公告されている入札案件で当該通知日より前に参加申請した案件についても、その参加を無効とします。

（本要件には、共同企業体の構成員による工事成績は含まれない。また、公衆損害等で指名停止を受けたことにより、工事成績が60点未満に減点された場合を除く。）

2. 実施時期

令和6年10月1日以降に公告し、契約する案件の評定結果から適用されます。

3. その他

- (1) 参加資格がないことを知りながら、入札に参加する行為は不誠実な行為とみなされ、指名停止の対象にもなり得ますのでご注意ください。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に基づく随意契約には適用されません。

(N 建設の参考事例)

令和 6 年 1 2 月 4 日に工事完了検査結果通知で評定 5 5 点の通知を受けた場合

	R6 年			R7 年		
	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
参考事例	工事期間	検査 12/4	12/5	入札に参加申請ができない期間 1 2 月 5 日から 2 月 2/4 (R6.12.5~R7.2.4)		5 日
発注案件 A				参加申請期間 申込開始から締切日		
発注案件 B		参加申請期間 申込開始から締切日				
発注案件 C					参加申請期間 申込開始から締切日	

(解説)

入札参加資格要件に「令和 6 年 1 0 月 1 日以降に日進市が発注する建設工事において、完了検査結果通知書の評定が 6 0 点未満であった場合、当該通知日の翌日から 2 月の間に参加申請期間がある入札案件に参加することができません。」が追加されました。そのため、令和 6 年 1 0 月 1 日以降に発注して完了検査を行い、完了検査結果通知書の評定が 60 点未満であった場合に対象となります。

本案件の場合は、令和 6 年 1 2 月 4 日に 6 0 点未満の通知を受けたため、“令和 6 年 1 2 月 5 日から令和 7 年 2 月 4 日の間に参加申請期間がある入札案件は、参加することができない”。となります。

- ・発注案件 A の入札には、参加申請期間が評定 6 0 点未満の完了検査通知を受けた日の翌日から 2 か月以内に重複するため、参加できない。
- ・発注案件 B の入札には、通知日以前に参加申込をしても、その参加は無効とする。
- ・発注案件 C の入札には、入札参加申込開始が令和 7 年 2 月 5 日であるため、入札参加申請ができる。

連絡先 行政課契約検査係
0561-73-3419[直通]